

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

令和 2 年 1 月 2 1 日

○出席委員

委員長	河村 孝	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・榎農水商工課長、宮本係長
- ・中山建設課長、吉川補佐、中西係長、山田室長、鳥羽副室長、奥野副室長、立花主査

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	中山 真緒
書記	

(午前10時36分 開会)

○河村 孝委員長 ただいまから文教産業常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第64号、鳥羽市景観条例の制定について、議案第65号、工事請負変更契約の締結について、議案第66号、工事請負変更契約の締結についての議案3件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第64号、鳥羽市景観条例の制定について、担当課長の説明を求めます。

建設課長。

○中山建設課長 おはようございます。建設課長の中山です。よろしくお願いいたします。

1月21日提出議案書の1ページから6ページをお願いします。

議案第64号、鳥羽市景観条例の制定についてでございます。

提案理由といたしましては、本市の特性を生かした良好な景観の形成を図るため、景観法の施行に関し必要な事項、その他景観づくりの推進に関し必要な事項を定めたく、条例を提案させていただきます。

なお、今回、上程させていただいた条例案は、12月の全員協議会にて説明をさせていただきましたように、鳥羽市の景観計画が施行されるまでの間、三重県景観計画の内容を運用するため、三重県景観づくり条例の内容を鳥羽市景観条例として制定するものであり、鳥羽市景観計画が告示された後には、鳥羽市景観計画に沿った景観条例に改定する予定ですので、よろしくお願いいたします。

2ページをごらんください。

鳥羽市景観条例について説明させていただきます。

第1条では、景観づくりに関する市と市民等の責務を明らかにするとともに、景観法の施行に関する必要な事項その他景観づくりのために必要な事項を定め、本市の豊かな自然環境やみなとまちの景観など、良好な景観の保全及び創出を図り、市民生活の向上や地域の健全な発展に寄与することを目的とする旨を定めております。

第2条では、この条例において、用語の定義を、また、第3条では、市及び市民等の責務について定めております。

3ページです。

第4条では、景観づくりを推進するため、景観計画を定める旨を定めております。

また、第5条では、景観計画を定めようとする場合の手続についてを定めております。

第6条では、景観法第16条第1項第4号の良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として届け出を要する行為について定めております。

第7条では、景観法第16条第7項第11号の景観行政団体の条例で定める行為として、届け出を要しない行為についてを定めております。

議案書は4ページです。

第8条では、景観法に基づき、行為の届け出を行う前に、景観計画に定める行為についての制限が適合するか否かについて、あらかじめ市長と協議しなければならない旨を定めております。

第9条では、景観法第16条第3項の規定により、勧告する場合の手続について定めております。

第10条では、景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為について定めております。

議案書は次のページをお願いします。

第11条では、景観法第17条第1項または第5項の規定により、必要な措置を命じようとする場合の手続について定めております。

第12条では、景観法第18条第2項の規定により、行為の着手期間を短縮できる旨を定めております。

第13条では、行為が完了したときに報告する旨を定めております。

第14条では、この条例の規定により定められた事項及び景観づくりに関する重要事項について調査審議するための組織について定めております。

附則ですが、附則第2項、経過措置についてですが、条例の施行日の前日までに三重県景観づくり条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす旨を定めております。

また、附則第3項で三重県景観づくり条例に基づく景観計画は、鳥羽市景観計画の効力が生じる前日までは第4条により定めた景観計画とみなす旨を定めております。

最後になりますが、第14条で規定しました鳥羽市景観審議会の委員報酬について、委員会の委員等の報酬及び費用の弁償に関する条例の一部を改正し、景観審議会委員を追加する旨を定めております。

以上、条例の内容について説明をさせていただきました。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第64号について、ご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 おはようございます。

まず、先ほど課長が説明いただいたんですけども、鳥羽市の景観計画を策定するまでにこの条例は三重県の景観づくり条例に基づいてということで、その後、条文を改定するということですけども、今回出してもらった条例が、中身について改定されるということがあるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○河村 孝委員長 山田室長。

○山田室長 まちづくり整備室の山田です。よろしくお願いします。

景観条例の話なんですけれども、一部改正をさせていただきたいと思います。中身については、景観重要地区を定めることができるとか、そういった何々ができるというようなことをその条例の中に盛り込んで一部改正させていただきたいと考えています。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 先ほどの説明では、さらに今回、詳しい景観条例、改定しながら中身もつくっていくという話でありました。

ということで、まず、最初の2ページについて質問させていただきます。

この中で、目的というところがあって、非常に重要なところで、本文の第1条の書き出しについては、豊か

な自然景観やみなとまちの景観などということで、良好な景観の保全及び創出を図るということなんですけれども、よく、もう景観計画を策定して条例化しておるところというのは、その地区によって、かなり突出したというか、ことを目的として掲げているところが多いんですけれども、自然景観というのは当然なんですけれども、このみなとまちの景観などということで、このみなとまちの景観だけが鳥羽市の良好な景観の保全としてということになるのか、あるいは、もっとよく言う歴史とか文化とか、そういったところも鳥羽市にはかなり多くありますので、そういったところを加味して、目的自体も改定されるのかどうか、考えがあるかどうかお聞きします。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 目的のところの自然環境やみなとまちの景観などというのは、みなとまちという呼び名が鳥羽市に合っているという意味で、策定委員会のほうでいろいろ協議がございまして、以前、カモメの散歩道をつくるときに、鳥羽市の景観というような協議がなされた経緯があって、そのときに冊子等も出ておりまして、その中で鳥羽をみなとまちという表現であらわしておりましたので、そのあたりを委員の皆様の協議の中で、みなとまちという言葉を入れたいという話もございまして、鳥羽市全体を総称しての自然環境とか、豊かな自然環境とか、そういうものもあるんですが、一つ鳥羽市として独自の言葉を入れるということで、ここにあらわさせていただいていますので、この部分が条例改正のときにかわるとか、そういうことではありませんで、中身の詳細については、計画のほうで定めていきたいという、そういう意味でございます。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 よくわかりました。いろいろ議論されて、鳥羽市に合った目的というのを考えていただいているということで、それについてはわかりました。

続けていいですか。

○河村 孝委員長 どうぞ。

○南川則之委員 次に、4ページをお願いします。

4ページの中で、事前協議というところをうたっていただいております。当然、この景観法というんですか、法に照らして届け出をするということになると思うんですけれども、その前に、それが当たるかどうかというところも事前協議をされるということで、届け出の中身については、いろいろこの条例の中で規則で定めるところというところを書いてありまして、今回、この規則というところが、議員のほうには示されていないんですけれども、この規則自体は、もうでき上がっているかどうか、それをまずお聞きします。

○河村 孝委員長 山田室長。

○山田室長 お答えします。

条例に伴って規則のほうもつくらせてもらっています。先ほど言わせてもらったとおり、条例の一部改正もありますので、今、現在は、先ほど、この条例は、三重県の景観づくり条例に基づいてつくっている。また、今後、改正によって鳥羽市独自色をもった条例になりますので、その新しく条例改正とともに規則のほうも改正させていただきたいと考えています。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 規則のほうも改定されるということですので、委員長、これ条例の中身もまた示されると思うんですけども、規則というところの中身も見に行くことも必要やと思うんですけども、できればそのときに一括して議員のほうにも提出いただけるとありがたいです。その辺はどうか、委員長の判断どうですか。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 規則のほう、三重県のほうの規則に合わせてつくっておりますので、ちょっと、今、提出させていただいていいかどうか、ちょっと総務課のほうとまた協議して、きょうの議会の日ではなくて、後日になるかと思いますが、また協議させていただきます。

以上です。

○河村 孝委員長 後ほど委員会に報告いただくということでよろしいですね。出せるか出せないかを。それを含めて協議した結果を。

南川委員。

○南川則之委員 また委員長の確認のほうよろしくお願いします。

その中で、先ほどちょっと触れましたけれども、第8条というところで、事前協議というところで、提出されたものについては、こうやって協議をしながら景観条例の定まっておるものについては、きちっとした報告書を提出してもらうということになると思うんですけども、事前協議をせずに実施するとか、そうした監視するということになるんですけども、届け出、協議のあったものだけをやるのか、あるいは、行政のほうから市内を見渡して監視するということがあるのかどうか、その辺の文言というのがなかったということで、その辺はどう考えておるか、ちょっとお聞きします。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 事前協議等という部分につきましては、景観計画、景観条例全て客観的にものごとを判断するという、こういう内容のことで縛りをかけるという話になります。

ただ、景観という物事については、全てが客観的に見て判断できるかどうかという、ちょっと難しい部分もありますので、事前協議というのは、そのあたりも含めて、書類として提出される前に協議をして、できればこういうことをお願いできないかとかいうような部分も含めてのことをちょっと想定して考えておりますので、先ほどの戸上議員の質疑の中で、市長の答弁でも事前協議のことをちょっと答弁したと思いますが、事前協議のあったときにいろんな協議を相手さんになりたいという意味を込めてのことということでご理解をお願いします。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 わかりました。

事前協議ということで、提出するのが義務ということですので、この条例に基づいてしっかりと協議をしていただきたいなと思います。

続けていいですか。

○河村 孝委員長 どうぞ。

○南川則之委員 それと、戸上委員の質疑でも少し触れて、市長の答弁もあったんですけども、新たに設置する景観審議会というところについても、規則で今後うたっていくということで、市長の答弁では、そういう学識経験者を中心にして考えていきたいということなんですけれども、他市の景観条例とか景観規則を見にいくと、近隣でもそうなんですけれども、地元から公募委員を募ったりとか、あるいは女性の委員を採用したりとか、地元でいろいろそういう景観に特化した人を選定しておるといふところもあると思うんですけども、細かくいって、どういうところを今後考えているかどうか、再度お聞きします。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 戸上委員の答弁でも、市長のほうからしていただいておりますが、策定委員会の委員さんをもとにという話をさせていただいたんですが、実は、策定委員会の委員さんを選定するときも、市民公募をかけております。市民公募による委員さんとして2名の方が入っていただいておりますので、この委員さん方、そのままこちらの委員になるのか、また改めて募集をするのかということも含めて、市民の方や景観に興味のある方、そういう思いのある方を入れて委員会ということで考えておりますので、策定委員会と同じように持っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 策定委員会を中心ということですけども、近隣の伊勢市なんかは、都市計画審議会というのがあります、その審議会に諮ったりとかしておるといふ例もありますけれども、策定委員会の人が都市計画審議会の委員も兼ねておるかとか、その辺ちょっと定かでないんですけども、その辺のところも詳しく説明をお願いします。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 景観計画自体を決定するとき等には、都市計画審議会にかけさせていただきますので、都市計画審議会の委員の方々にも見ていただくということにはなっております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 わかりました。

とりあえず私からは以上です。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 12月のときにも説明を受けましたけれども、確認です。

これ、今、県の景観条例の行政団体から市のほうに5月から移行して、それ以降、景観計画の策定に入るかと思うんですけども、そのときには、それ以降、5月1日以降は、パブリックコメント等を実施して、特に、きょうの質問にもありましたけれども、法令第9条関連等々も含めてその見直し、そのときにやっていくという考えでよろしいでしょうか。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 現在、12月に一度説明をさせていただきまして、ちょっと部分的な修正を行って、素案とい

うものを作成いたしました。これをもとに、この1年をかけて正式な計画に持っていくということでございますので、素案で決定ということではございませんので、これからまだいろいろな手続を踏んで皆さんに見ていただいて、確認をいただいた後に正式なものとして決定していくということでございます。

以上です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

しっかりとこの1年をかけて計画の策定と条例も含めてきちっと審議会で決めていただければなというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、議案第65号、工事請負変更契約の締結について、担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 農水商工課長の榎です。よろしくお願いいたします。

議案書の7ページをお開きください。

議案第65号、工事請負変更契約の締結についてでございます。

鳥羽市水産研究所新築工事の工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、令和元年6月26日会議におきまして可決いただきました鳥羽市水産研究所新築工事の工事請負契約(受注者磯部・亀川特定建設工事共同企業体)について、この契約金額を変更するもので、現行前の契約金額2億5,905万円より1,034万円を増額し、変更後の契約金額を2億6,939万円とするものでございます。契約金額の主な変更内容といたしましては、基礎工事部分での地業工事において障がい物となる転石等の撤去に係る費用の増額、種苗用の水槽をコンクリート製からFRP製に変更したことによる増額、漁港用地の地元の利用要望を調整したことによる研究所敷地の舗装面積の減少による減額によるものでございます。また、建築資材の納入に日数を要したことから、工期の延長を5日間行うものでございます。事前に提出いたしました資料について、状況のほうを担当より説明させていただきます。

○河村 孝委員長 宮本係長。

○宮本係長 農水商工課の宮本です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから追加資料で配付をさせていただきました鳥羽市水産研究所新築工事変更内容に沿って説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

今回の変更内容につきましては、大きく3つの点について挙げさせていただいております。

まず1点目ですけれども、資料1の2ページ目、写真①をあわせてごらんください。

こちらについては、鋼管杭の施工に伴いまして、地中2メートル部分で転石が出てきたこと、それから地中

6メートル部分で地中障がい物が出てきたこと、当時、漁港を埋め立てておるんですけども、そのときの捨て石かなと思われまうんですけども、出てきたことによりまして、杭の貫入ができなかったことから、重機による掘削撤去を行っております。

また、重機での掘削撤去はできなかった部分につきましては、詳細確認のための地質調査を行った上で、回転圧入工法による撤去、それから杭の再施工を行ったものとなっております。写真のほうも少しつけさせていただきますので、参考にごらんいただければと思います。

また、資料2のほうには、鋼管杭の施工場所を示させていただきました。斜線部分の3カ所の部分、こちらの部分が回転高圧工法による撤去、それから杭の再施工を行った部分となっておりますので、ご確認をいただくと幸いです。

次に2点目ですけども、資料1の3ページ目、写真②をあわせてごらんください。

種苗棟の水槽工事ですけども、コンクリート製水槽からFRP製水槽への変更を行うものでございます。水槽の仕様につきましては、職員みずからにおけるメンテナンスのしやすさ、それから、将来的に水槽のレイアウト変更が発生したときに取り扱いのしやすさ、また、同類の施設でFRP製水槽が主流となっているということも勘案しまして、当初から研究所の職員と一緒にFRP製水槽設置の可能性を協議してまいりました。

特に、将来的な取り扱いのしやすさという部分では、写真②の左の部分、今現在の水産研究所のコンクリート製水槽の写真になりますけれども、右上のようなクラックがどうしても時間とともに発生してきます。この修繕につきましても、なかなか職員個人では困難なこともあって、その都度業者さんをお願いをさせていただいて、手を加えている、修繕を加えているという状況になっております。こういうことが将来的に非常に起こりやすいのかなとコンクリート製水槽の場合は思っております。

しかし、施工全体の設計などを考慮しますと、やはり予算的な面から難しいということもありましたので、既存の研究所と同様のコンクリート製水槽で当初は進めるという経緯がありました。

今回の設置変更では、次の3点目でも説明させていただきますけれども、水産研究所用地のコンクリート舗装の範囲縮小が出てきたこともありまして、コンクリート舗装に想定していた予算を水槽のほうへ工面できるということが可能になってきましたので、用途的な面で利便性のあるFRP水槽への仕様を今回変更させていただくものになります。

資料2の真ん中のイラストは、あくまでもイメージ図でございますけれども、もともとは、左上のところ、コンクリート製水槽の2トン水槽が二つ並んだ状態で一つのユニットと考えておりましたけれども、今回の変更で1.5トンの水槽、FRP水槽が4基並んで1ユニットという形に今回変更させていただきたいと思っております。

形も小さいものが4基並ぶような形になりますので、将来的に何かレイアウト変更とか、それを考えたときにも、職員みずから容易にレイアウトもできるのかなというふうに考えております。

次に、3点目なんですけれども、資料3のほうをあわせてごらんいただきたいと思っております。

こちらについては、水産研究所敷地内のコンクリート舗装の範囲を縮小するものとなっております。これにつきましては、図面にある斜線の部分、野積場と書いてありますけれども、この部分の全てを当初コンクリー

ト舗装する予定で進めておりました。しかし、地元の漁業者から、やはり、どうしても漁具、今タコつぼ漁メーンで小浜のほうやっておりますけれども、漁具の置き場を確保してほしいという要望が協議の中でやはり出てきたところがございます。

その経過もありまして、地元漁港などとの協議も踏まえた結果、通路部分、今回コンクリート舗装する部分という注意書きもありますけれども、ここの通路部分を除いた部分につきましては、もう現在は野積場の状態でそのままさせていただいて、通路部分だけコンクリート舗装をさせていただくという形にさせていただくことにしました。

ただ、この野積場の部分につきましては、水産研究所用地とはまた別の用地になりますので、今回、地方創生拠点整備交付金のほうを活用させていただいて、水産研究所のほうを整備させていただいていますが、ここの補助対象外の部分になってきますので、このような理由からも、当初想定していた舗装部分の費用を先ほど説明させていただいた水槽の設置費用に変更させていただくものというふうになっております。

このほか、工期につきましては、先ほど課長のほうからも説明させていただきましたが、建築資材の納入に日数を要したというところから施工の方法、全体工程の見直しなどによりまして、工期の5日間の延長をお願いするものとなっております。

以上ですけれども、ご審査のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第65号について、ご質疑はございませんか。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 この2番目のところと3番目のところで同じような書きぶりなんですけれども、FRP水槽というのは、もう随分前から主流になっていて、コンクリートではないというところがあったかと思うんですけれども、今、考えられる問題が、事前にそのような協議の中では、FRPにしてほしいとかという計画の中では話は十分なされたんでしょうか。

○河村 孝委員長 宮本係長。

○宮本係長 当初、やはりほかの同類の研究施設でもFRP水槽が主流になってきているというところとか、将来的なメンテナンスのしやすさとか、その辺考慮すると、やはりFRP水槽のほうが、現在の水産研究所の職員のほうもそちらのほうで進めたいという協議はさせていただいております。

ただ、今回の工事全体の設計を組んでいきますと、やはり費用面でFRP水槽のほうが、少し、どうしても費用が高くなってしまいうことで、一旦コンクリート製水槽のままでいこうという判断に至った経緯になります。

濱口委員言われるように、やはり当初からFRP水槽のほうを推していきたいという気持ちは水産研究所職員も含めて持っておったのは事実でございます。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 せっかくお金をかけてつくる施設ですので、効果が十分に発揮されるような設備でないと、ちょっと移動もしにくいと、扱いもしにくいというようなものであると、ちょっと後々響くと思いますので、そこを十分、今回、取りかえをしていただくということですので、わかりました。

それから、コンクリート舗装、野積場のところ、これは、漁協との協議を踏まえた結果とありますけれども、事前に協議はしっかりとされていたのかどうなのか。そのときの話とまた食い違ってきたのかどうなのかということも含めて教えていただけますでしょうか。

○河村 孝委員長 宮本係長。

○宮本係長 漁協との協議は、かれこれ2年前から何かが起こるたびに協議のほうをさせていただいてきました。当時から、やはり、特に漁具置き場、タコつぼがメインになってくると思いますけれども、漁具置き場については、確保はしてほしいというお話をいただいていたのは確かでございます。

話をしていく中で、当初水産研究所の敷地と敷地の今回整備するもう少し外のところに野積場のほうを、漁具置き場のほうを確保するというお話で進めさせていただいてはきていたんですけども、やはり現場が進む中で、その、当初確保させていただくというスペースだけでは漁具置き場として、どうしても足りないというお話が、やはり出てきました。

その中の協議を踏まえまして、今回野積場のほうを大きく再度漁具置き場として確保させていただいて、やはり、もともと漁港の施設ですので、地元の漁業者さんにとってマイナスにならないような形で、やはり進めたいなと思っていたところもございますので、今回野積場を改めて確保させていただいたという経緯です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 水産研究所ですので、漁業者にとって不利益を被るような施設であってはいけないと思いますので、そのところは協議していただいて、結果こうなったということです。

最後に、当初計画のときからあったと思うんですけども、ハイテンションボルトの納期の長期化ということで工期5日間延長とありますけれども、これも確保大丈夫なんでしょうか。

○河村 孝委員長 宮本係長。

○宮本係長 ハイテンションボルトにつきましては、確保のほうは大丈夫でございます。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

以上です。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 今、濱口委員の関連も含めてお聞きいたします。

まず、今回、変更契約金額ということでお示しいただいておるんですけども、増額が契約額で1,034万円ということで、増額ということで示されています。これは、設計額に直すと幾らになって、今回の変更の中身、3点挙げてもらっておると思うんですけども、それぞれ増減は幾らになったか教えてください。

○河村 孝委員長 建設課奥野副室長。

○奥野副室長 まちづくり整備室の奥野です。よろしく申し上げます。

変更内容の設計額と請負額でよろしいでしょうか。

○南川則之委員 設計額。

○奥野副室長 設計額。

まず、1点目の地中障がい物の設計額が684万円で、請負額で659万円。FRP水槽の変更で、設計額で1,290万円、請負で1,243万円。野積場のコンクリート舗装の縮小で、設計額で920万円、請負額で887万円の減額となっています。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 足して1,034万円にはならないかもわからんですけども、その他の変更もあるということですかね。

その中で、再度お聞きします。

まず、1点目の鋼管杭の施工ということで、今回は、この設計発注するに当たって、事前に地質調査というのを行ってきたのかどうなのか、その内容についても教えてください。

○河村 孝委員長 奥野副室長。

○奥野副室長 地質調査は設計時点で4カ所行っています。その前の埋め立て等の資料も合わせて、近隣のものを含めて8カ所の資料をもとに想定しています。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 確認しますけれども、当初が4カ所で、プラス4カ所して8カ所ということですか。

○河村 孝委員長 奥野副室長。

○奥野副室長 もとの埋め立て当時のボーリング資料をもとに4カ所分は。それで今回4カ所新たに建物の中で4カ所ボーリングしました。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 当初からあるボーリングデータの4カ所と、新たにこの鋼管杭が打てないということで追加してやったという意味じゃなくて、事前にやったという4カ所ということですか。

○河村 孝委員長 奥野副室長。

○奥野副室長 事前に、設計段階で4カ所。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ということで、聞きたいのは、その4カ所プラス4カ所で、今回のような転石があったりとか、地中障がい物があったりというのを確認できなかったのかどうかという、できないのでやったと思うんですけども、さらに、その地質調査をやったときに、そういったことの想定のもとに、さらにやっておくべきであったのかどうか、その辺の判断をお聞きします。

○河村 孝委員長 奥野副室長。

○奥野副室長 4カ所やった中では、転石等はたまたまと言うとあれなんですけど、当たらなかった状態です。基礎の掘削をする中で、この写真にもあるんですけど、ボーリングは穴が小さいんですけども、この杭の2枚目の写真になるんですけど、羽がついていまして、この羽にちょっと石が当たったりして、入っていかない状態になりまして、その辺で幾つか当たってしまうような状況になっていました。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 という話で、地質調査を行ったけれども、その箇所数ではまだまだ確認がとれなくて、今回の

変更に至ったという理解でいいですかね。

続けていいですか。

○河村 孝委員長 どうぞ。

○南川則之委員 それと、2点目のコンクリート製からFRP製にかえたというところで、先ほど濱口委員のほうからも事前にそういうことが協議できなかったのかというような質問もあったと思うんですけども、先ほどから言うように、工事設計というんですか、詳細設計も事前にやられて、今回工事発注しておると思います。

それで、こういう構造物の中身がかわるというのは、工期的な問題とか、扱いの問題とかいろいろ変わってくると思うんです。設計段階で発注かけて、工期の問題とかそんなんに参加しにくかったという業者もあるかもわかりませんので、しっかりと事前の詳細設計をする段階でこういったことを詰めて、FRPで必ずいきたいという意向も現場のほうはあると思いますので、その辺も含めてきちっと市長、副市長と協議して、予算どりをしていくというのが必要でなかったかなと思うんですけども、その辺が全体的な予算の話先ほどされたんですけども、一番メインのところはきちっと押さえてやってほしかったなと思いますけれども、再度その辺の考え方について答弁伺います。

○河村 孝委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 水産研究所の仕様につきましては、事前に水産研究所の担当者、それから水産係、建設課のほうも含めていろいろと協議をしてきたわけですね。交付金の関係もございまして、どうしても、最低限は今の現状の坂手の水産研究所と同じ機能を発揮できる施設として、予算の範囲内でおさめようというところでスタートしたわけなんですけれども、やはりこういうような状況になって、より効果が発現できるようところを目指したいというところでの変更をさせていただいたというところでご理解を願いたいと思います。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 濱口委員からも話があったように、事前の協議というのは、しっかりとさせていただいて、事前に詳細設計をやって、その段階で地元の協議とか、設計協議、あと職員の話や聞くとか、詰めた中で設計の発注をお願いしてほしかったなと思いますし、今後をお願いしてほしいなと思います。

それと、3点目の話も先ほどかぶるところなんですけれども、地元の漁協の協議というところも含めて、そういうものをつくるというところの協議も少しおくれていったかなと思いますけれども、今後も、その利活用も含めて、しっかりと協議はしてほしいと思いますし、相手が言うてくるまで待つておるんじゃないかと、声がけしながらぜひ地元の漁港との協議もお願いしたいと思いますけれども、その辺の考え方だけお願いします。

○河村 孝委員長 農水商工課長。

○榎農水商工課長 協議のほう、水産研究所が来年の4月から動き始めます。本格始動というのは、坂手の研究所と一緒に併用しながらの稼働がしばらくは続くと思うんですけども、そういう中で、地元の方にも、特に小浜の場所でやっておりますので、還元するような形の取り組みというの進めていきたいと思っておりますし、今後、また、三重大学との話もございまして、一緒になってそういうところの調整、協議等をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ぜひ、地元の協議、漁協も含めて、協議をよろしく申し上げます。

以上です。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 この件でちょっと私から一言。

(委員長交代)

○河村 孝委員 当然、変更契約でこの金額ベースで1,000万円ちょっとの増額が出ているわけです。さっき南川委員の質問にもあったように、3点変更点があると、金額ベースの積算でもここが増減して、ここが減少しておるといっしょのをしっかりと、これだけの資料を出してもらっているんで、そういう金額ベースでの資料も今後提出してもらったときに気をつけてもらうとよりわかりやすい説明になるのかなと思うので、また今後考えてみてください。

(委員長交代)

○河村 孝委員長 それでは、ないようですので、議案第66号、工事請負変更契約の締結について、担当課長の説明を求めます。

建設課長。

○中山建設課長 建設課です。よろしくお願いします。

提出議案書の8ページをお願いします。

議案第66号、工事請負変更契約の締結についてでございます。

鳥羽市民体育館大規模改修及び増築工事の工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約先は、ナカノフドー・村瀬特定建設工事共同企業体、先ほどの水産研究所と同様に令和元年6月26日に議決をいただいて契約をした案件でございます。

変更事項といたしましては、契約金額を13億1,450万円から3,867万8,200円増額し、13億5,317万8,200円に変更するものでございます。

追加資料で配付させていただきました鳥羽市民体育館大規模改修及び増築工事変更内容に沿って説明をさせていただきます。

まず、メインアリーナの大規模改修工事の変更内容について説明させていただきます。

メインアリーナでお願いする増額費用は、約1,145万円ですが、その主な内容について説明をさせていただきます。

1点目ですが、2ページの写真①をあわせてごらんください。

足場設置後に現地調査を詳細に行ったところ、既存の鋼板屋根の裏側や窓のシール材等が破損しており、雨漏りの原因となっている箇所があったため、追加で補修を行うものです。

2点目ですが、3ページの写真②と4ページの図面①をあわせてごらんください。

1階東側の図面①の赤で着色をした便所、更衣室の改修箇所において、土間を解体したところ、地盤沈下が激しく、そのままの施工が困難であるため、沈下部分を砕石と断熱材でかさ上げを追加施工し、施工性を確

保するものでございます。

3点目ですが、3ページの写真③をごらんください。

外壁鋼板部の改修工法について、当初設計では、既存の鋼板の上に新しい鋼板をそのまま設置する工法で考えていましたが、既存鋼板の損傷が多く、将来的に雨漏りの原因になることが懸念されることから、防水シート及び断熱材を追加施工するものでございます。断熱材を設置することで空調設備を導入する際にも空調の効きがよくなると考えております。

4点目ですが、5ページの図面②をあわせてごらんください。

将来計画で2階の観覧席の椅子の取りかえを計画しておりましたが、当面の間は既存の椅子を使用することとしたため、床のみの改修を追加施工するものでございます。

以上がメインアリーナの変更点です。

次に、サブアリーナの増築工事の変更内容について説明をさせていただきます。

サブアリーナでお願いする増額費用は、約2,723万円ですが、その主な内容について説明をさせていただきます。

1点目ですが、6ページの図面③をあわせてごらんください。

杭基礎の施工についてですが、先ほどの水産研究所も同様ですが、設計段階では緑色で着色をさせていただいた5カ所のボーリングデータ、建築確認申請に必要となる本数ということで5カ所をボーリングして、その結果をもとに79本の杭長を想定して決定しておりましたが、当該箇所は埋立地であり、リアス海岸の特徴である地形が顕著にあらわれている場所でもあることから、岩盤の起伏が激しく、設計どおりの杭長で施工すると、高どまりや支持層未到達が多く発生し、手戻りや手待ち作業が生じて、工費が多額の増額となるおそれも懸念されることから、施工業者、設計業者と再度協議を行いまして、ボーリング調査を赤色で着色した17カ所を追加して、より正確な杭長を決定するものであります。

なお、結果ですが、ボーリング調査を追加せずに当初の想定で杭を発注していた場合ですと、許容範囲を超える高どまりや支持層未到達が半数を超えていたとの結果になっており、費用対効果としては、今回のボーリング調査の追加費用は、当初の杭長想定のまま施工していた場合や、手戻り、手待ち作業費用の増加額の2割以下で済んだのではないかというふうには考えております。

ただ、設計段階でこの本数のボーリングを追加するということは、費用的にも難しいということで、施工の段階でボーリング調査を追加させていただきます。

それから、2点目ですが、サブアリーナの増築工事に関しましては、平成30年度の地方創生の交付金を活用して繰り越し工事ですが、本工事につきましては、当初より繰越限度の年度であります平成31年度、令和元年度ですが、には完成できないことから、交付金を全額基金に積み立てております。基金に積み立てた金額につきましては、全てサブアリーナの増築工事の費用に使うことが求められているため、入札差金につきまして、30%程度を1点目の杭基礎の増額分として、残りの70%程度の金額につきましては、当初は別途工事として本工事には含めず、将来工事としておりました舞台に使用する音響設備等について、事業の進捗を図るため、前倒しをして追加施工させていただく内容であります。

以上の変更内容について説明をさせていただきました。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第66号について、ご質疑はございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 まず、先ほどと同じように、今回の鳥羽市民体育館大規模改修及び増築工事において、3,867万8,200円という契約上の増額ということですが、設計上の増額ということで、先ほど課長の説明で、メインアリーナとサブアリーナの主なものを挙げてもらったんですけども、それぞれどれだけ増減があったかも含めて、詳細に説明をお願いします。

○河村 孝委員長 立花主査。

○立花主査 まちづくり整備室の立花です。よろしくお願いします。

それでは、まず、1点目の足場設置後に係る補修費の件ですが、これがおよそ390万円、2点目の更衣室の沈下の件ですが、これがおよそ120万円、3点目の断熱材等の設置につきましては180万円、4点目の観覧席の改修につきましては250万円。

次に、サブアリーナのボーリングにつきましては、およそ840万円、その他舞台関係につきましては、1,890万円になります。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

足してならないのは、その他の項があるのかもわかりませんが、先ほども少し聞いたんですけども、今回、このメインアリーナからまずお聞きしますが、1番、2番、3番については、設計できちっとやらないかんとするところがあると思うんですけども、今回は、どうしてもこういうところで足場を組まないといけないところもあるのかもわかりませんが、これは、施工をしていく中でこういうことが発覚して変更したいということになったのかどうかお聞きします。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 建築工事ですので、改修工事になりますと足場を組み上げてからでないといけない部分が多々あります。建築工事の設計の段階の積算では、例えば1階の手の届く範囲の数量を弾き出しまして、それを階数に合わせた高さを掛けて算出するという、これらの設計方法をまず行ってから調整費用等も含んだ中で、足場を組み上げてから詳細な数量を出すという、こういうことをよく手法として用います。

今回の設計もその手法で行っておりますので、見える範囲でということで設計を行った上で足場を組んで監督員、設計者、施工者、三者立ち会いのもとで確認をして今回の変更に至ったということでございます。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 わかりました。

その中で、2点目のところで、土間の解体をしたところ、沈下が激しかったということで、今回変更で碎石とか断熱材でかさ上げを行うということですが、既存の建物ですので、今後、また将来、何十年か先には同様のことが起こるのか、起こらないのか、その辺の判断はどうかお聞きします。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 写真の②を見ていただくとおわかりになるかと思いますが、部分的にはつられて右側の写真で、スラブの下が空洞になっていると。

建物上、改修をしないのであれば、耐圧板のようなスラブ形式になっておれば、下は下がっても建物には影響ないと考えますが、今回は、この箇所において改修を行うということで盛土等を行いました。

なので、今後、アリーナのほうの床の改修を5年間ぐらいの中でやっていく計画を持っておりますので、アリーナ本体につきましては、そのアリーナの床を張りかえるときに再度中身を見て、今後の対応を検討する必要があるかと思いますが、他の各小さい部屋につきましては、スラブ形式をとっておりますので、今後の改修には問題ないかと考えております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 よくわかりました。

続いて続けさせていただきます。

サブアリーナの増築の中で、1点目に挙げてもらっておる基礎杭の話は、課長のほうから詳しくは説明いただいたんですけども、当初5カ所で79本で進めるという設計なんですけれども、17カ所を追加したというのは、ある程度杭を打ちかけてそういうことが判明されて、さらにそういう調査をする必要があったのか、あるいは、想定で17カ所やったほうがいいのかという判断に至ったのか、その辺をお聞きます。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 ご質問の回答ですが、実は、工事を始める、杭工事を施工する前に施工者から提案がございました。その提案は、全ての箇所のボーリングをさせてほしいという。

なぜかと申しますと、実は、杭打ち機を手待ち1日させますと職工費で200万円程度必要となります。以前、10年ほど前にマリナーミナルで同じような症状がありまして、そのときは、ボーリング調査をせずにそのままオーガーで掘ったんですが、それで高さが全然合わないということで、杭を発注し直しまして、改めて日数をかけて杭を納入すると、このとき1カ月ほど杭打ち機をそこに置いておりましたので、そういう余分な費用がかかったということもあって、全数という要望はあったんですが、費用対効果もありますので、最低限これでだめかという協議を何度も重ねまして、杭打ち工事の杭の製造を行う前に地質調査を追加して、これをもとに今回の杭を打設したということです。

最終的には、1本だけ高どまりをしておりますが、この1本につきましては、許容範囲の中でおさまっておりますので、追加発注の杭をするのはその1本で済んだという格好で、ほかの部分での長さが食い違う部分もあったんですが、ボーリング調査をしたり、試験掘りをしている間に杭を発注した経緯もありますので、最終的には杭の発注し直しということはずに済んだということになります。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 よくわかりました。

そういう施工業者からの案ということで、協議をしながらやりとりしながらやっていただいたということで、この杭については、かなり金額もかわってきて、施工日数もかわってくるということで、大変重要なところか

などと思いますが、担当課はよく協議をしながらやっていただいたと思います。

この79本の杭については、現在、もう施工が終わっておるのか、まだ途中の段階か、それについてもお聞きします。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 杭工事につきましては、打設は12月末で全て終わって、1月の初めに杭打ち機を搬出して、現在基礎工事のほうにかかっております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。

設計の段階でいろいろ話も私も聞いていたんですけども、杭についても先ほど課長が言われたように、高どまりをしても上部をカットできるような杭を選定して、費用を抑えたということで、先ほど課長にも説明あったように、2割以内でおさまっておるところがあったんですけども、この辺の設計上の考え方というんですか、課長、すごく経験がありますので、そういった選定をされたと思うんですけども、この杭の選定についても、いろいろ議論されたのかどうか、その辺も少し詳しくお願いします。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 現在はそのような内容で施工をほとんどされていると思うんですが、3本の杭をついで施工するという、最長で32メートルですので、3本の杭をついで施工していくんですが、その一番上の杭が鋼板巻きという鉄の巻いてある杭、この杭なら2メートル以内であればカットができるということで、その鋼板の巻いてある杭を一番上部に使う工法をとっておりますので、もし高どまりが起きてもということで施工性を確保しております。

ただ、未到達という場合は、これは完全にだめ、アウトになりますので、そういうことで設計をしております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 よくわかりました。

ボーリング調査を17カ所追加して、先ほど課長が言われたんですけども、未到達もなかったということで、そういった施工をされたということでよくわかりました。

次、最後、このサブアーナの2点目に書かれておる音響設備というところの入札差金を活用してということがあるんですけども、当初設計の趣旨からすると、補助事業でないからできたのかわかりませんが、この入札差金を活用したようなことというのは、本当に余りいい方法ではないかなと思うんですけども、音響設備をさらに、事業の進捗を図ることによってというか、この施工業者にやらすことによってどういったメリットがあったのか、その辺少し詳しく説明をお願いします。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 この施工業者にというメリットとしては、満額での落札ではございませんので、その入札差金のパーセントの部分だけかなとは思いますが。

ただ、今回のこの設備につきましては、実は、1年ほど先に整備をする計画を持っていた内容で、その補助金等もまだ今探している状況ということで、読めない状況の中での設計でした。それを、今回の交付金が充てられるという部分が相当大きいというふうには考えております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 今回の交付金が充てられるということで、事業の進捗を図ったということなんですけれども、この音響設備、先ほど説明いただいた増額1,890万円ですか、かなり金額も多いというところで、増額が多いというところと、この音響については、このサブアリーナの趣旨からして、市民の間でもかなりどういったもののグレードになるかとかという期待感を持っておると思うんですけれども、今回の設計増額によって設置をしようとする音響設備について、いろいろ比較検討されて今回の金額に落ちついたとか、鳥羽市はこれぐらいの設備にしたいとか、いろんな思いがあったと思うんですけれども、その辺の協議をされた中身についてお聞きします。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 文化会館というコンサート等を行う施設に照らしにいきますと、今回増設する部分の音響設備は、まだ半分もいっていない状況です。講演会ですとか、無料のいろんな劇とか、そういうことをする場合は問題ないかなと思うんですが、以前の文化会館につきましても、有料の歌謡コンサートとか、ジャズフェスティバルとかをやっておったと思うんですが、このときの音響設備は全て持ち込みでやっておりますので、そのあたりのところまでの整備には至っておりません。

最小限の部分、この本体工事が終わってから、また追加でそのいろんなお金を探しながら増設をしていくというところでまっておりますので、全てがまだ整備できるということではございません。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 課長の説明で言うと、さらにそういったことも視野に入れながら、将来は検討していくという考えでよろしかったですか。

○河村 孝委員長 建設課長。

○中山建設課長 音響設備等工事に入れられるものと備品としての扱いになってしまうものいろいろございますので、今回入れているのは工事に入れられるものの中の半分弱というぐらいで、備品としての扱いを入れますと、もっとお金がかかって、どこまでの設備をもっていくか、まだ今現在も建設課と教育委員会で協議を行っているところですので、最終的なところの着地点はまだ今後協議しながら決めたいというふうに思っています。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 という、まだどこまでグレードアップをするとか、どういった有料のそういうものに使うかというのは決まっていないというような話なんですけれども、ぜひ市民自体もかなり期待をしておるところがありますので、再度市長と協議をしながらいいものをつくっていただきたいと思います。

他市でもかなり反射鏡を使って音響効果を高めたりするような設備とか、いろんなこともやっておるところ

が多々ありますし、他市にも負けないようなぜひそういう施設にさせていただきたいと思いますので、今後の検討をよろしく願いいたします。

以上です。

○河村 孝委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、以上で付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今回、契約の変更内容が多岐にわたりますので、できれば現場の調査視察を希望したいと思いますが、いかがでしょうか。

○河村 孝委員長 それでは、濱口委員から提案ありましたので、鳥羽市議会基本条例第9条の規定により、委員会討議を行いますので、説明員の皆さんは一時退席してください。

(説明員退席)

○河村 孝委員長 それでは、付託された議案についての討議をお願いしたいと思います。

先ほど濱口委員から、いわゆる体育館と水産研究所の2カ所を採決の前に視察をしたほうがいいんじゃないのかという希望がございました。

それ以外の討議はございますか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ございませんか。

それでは、今から体育館、水産研究所について委員を派遣することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ご異議なしと認めます。

よって、これより委員を派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前 11時49分 休憩)

(午後 2時28分 再開)

○河村 孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き討議したい内容はございますでしょうか。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 現場視察してきましたけれども、その後の追加の質問事項などございますでしょうか。なければもうそのまま採決に移りたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

南川委員。

○南川則之委員 追加ではないんですけれども、今回の委員長が采配していただいて、文教産業常任委員会でご

の議案の工事請負変更契約の締結という中で、新たな予算を認めるというところで、現場を見てやったというのは、画期的というか、今までなかったことですので、やはり、私は、こういうことをやりながら審議を進めていくというのは重要ではないかなと思いますので、今後もこういった形で進めていただければありがたいなと思います。

○河村 孝委員長 ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、説明員入室のため暫時休憩いたします。

(午後 2時29分 休憩)

(午後 2時30分 再開)

○河村 孝委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第64号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第64号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第65号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第65号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第66号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第66号は、原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件は、全部終了いたしました。

以上で委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましてはご一任を願います。

これをもちまして、文教産業常任委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

(午後 2時32分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和2年1月21日

文教産業常任委員長 河 村 孝